国営総合農地防災事業＜公共＞

【令和７年度予算概算決定額　24,798（25,737）百万円】
（令和６年度補正予算額　8,865百万円）

＜対策のポイント＞

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、**農業用用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。**

＜事業目標＞

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農業用用排水施設の機能回復

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

２．農業用排水施設の豪雨災害対策

豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。（豪雨災害対策の整備水準に係る規定を見直します。）

３．農業用用排水施設の耐震化対策

大規模地震災害の発生に備え、必要な耐震性能を有していない大規模農業用用排水施設の耐震化対策（耐震化と一体不可分な範囲で行う補修又は更新を含む）を推進します。

４．防災重点農業用ため池の防災工事［令和12年度まで］

ため池工事特措法の期間内における防災重点農業用ため池の防災工事を加速化するため、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策及び劣化対策を行います。
（対象地域を「過去に国営土地改良事業を実施した地域」に限定する要件を廃止します。）

【実施要件】

１～３の事業	受益面積3,000ha 以上、 末端支配面積300ha（畑については100ha）以上
４の事業	受益面積300ha以上、貯水量5,000m³以上　　等

※下線部は拡充事項

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省2/3、北海道75%）

＜事業イメージ＞

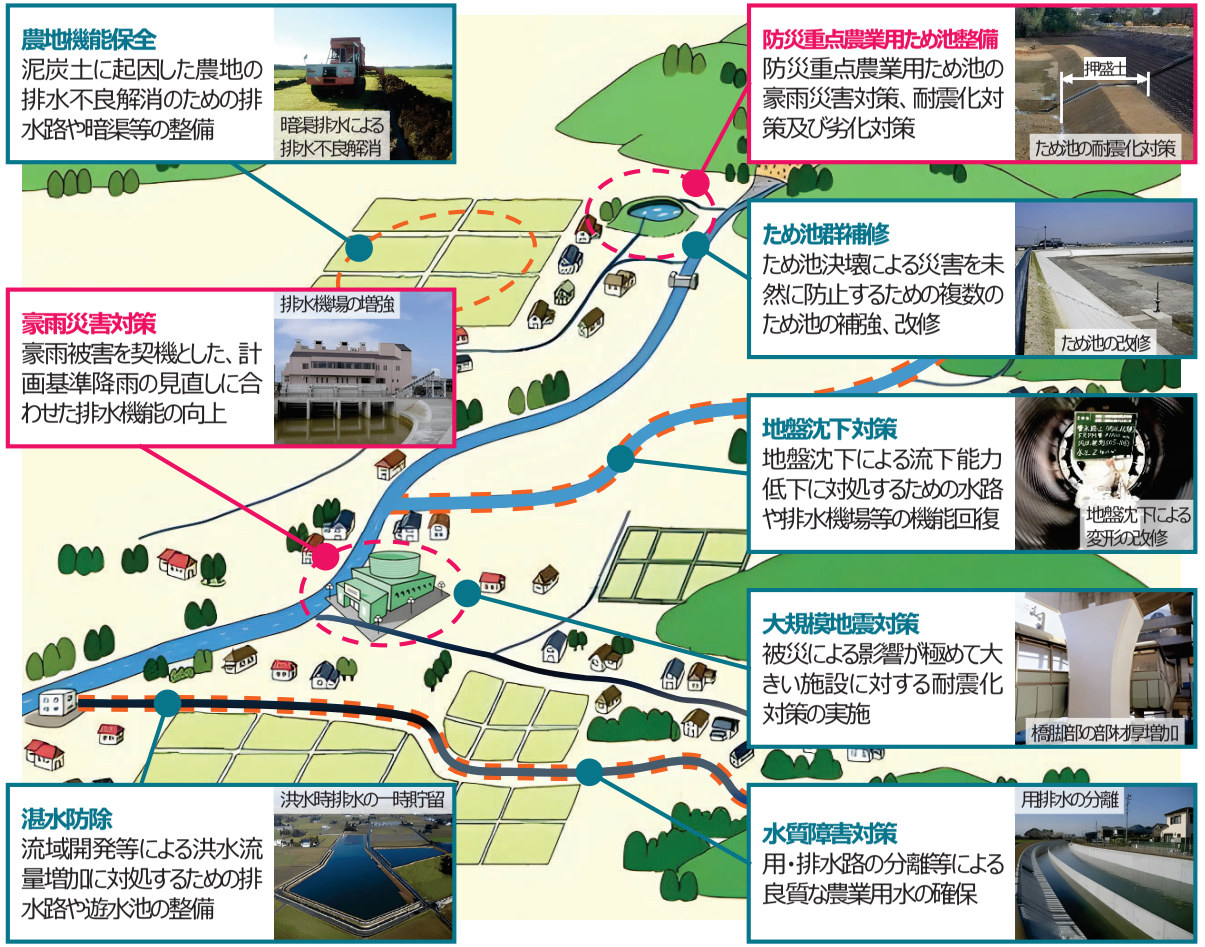

［お問い合わせ先］農村振興局防災課（03-3502-6430）

国営総合農地防災事業（拡充）
～防災重点農業用ため池緊急整備型によるため池の防災工事の加速化～

○ 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事を集中的かつ計画的に推進しているところ。

○ 防災重点農業用ため池の防災工事を加速化させるため、国営総合農地防災事業「防災重点農業用ため池緊急整備型」の実施要件を見直し。

1 背景

○ ため池の決壊は国民の生命及び財産に甚大な被害を及ぼすおそれ。

○ ため池の劣化状況評価や豪雨・地震耐性評価の結果、防災工事が必要なため池の箇所数が増大しており、特措法期間内におけるため池整備を一層加速化させる必要。

＜ため池の決壊（令和４年８月豪雨）＞

○ 補助事業のみならず、国営事業においてもため池の防災工事を促進する必要。一方、現行の「防災重点農業用ため池緊急整備型」の実施要件に課題。

【現行の実施要件】
① 過去に国営事業を実施した地域
② 末端支配面積20ha以上のため池
③ 豪雨又は地震による決壊等を防止する対策

【課題】
① 過去に国営事業を実施した地域以外にもため池が多数存在
② 防災重点農業用ため池の約９割は末端支配面積が20ha未満
③ 豪雨・地震のみならず、劣化が進行しているため池も緊急的な防災工事が必要

＜ため池及び国営地区の分布（広島県）＞

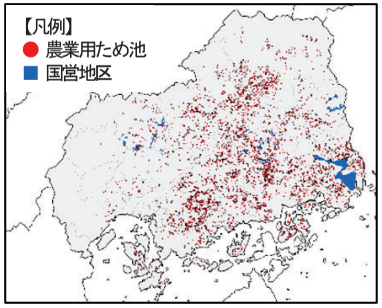

＜防重ため池の末端支配面積毎の割合＞

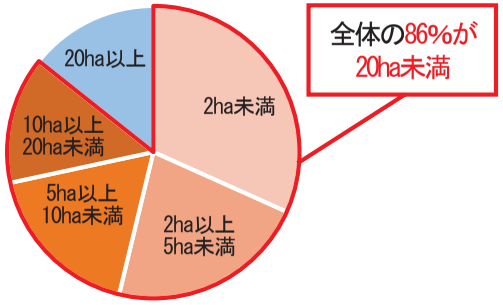

2 拡充内容
（防災重点農業用ため池緊急整備型）

① 事業の対象地域を「過去に国営土地改良事業を実施した地域であること」に限定する要件を廃止。

② 対象施設を「末端支配面積20ha以上のため池」とする要件に代えて「貯水量５千㎥以上のため池」とする施設規模要件を新たに設定。

③ 豪雨・地震対策のみならず、劣化対策に係る防災工事も可能である旨を明確化。

＜事業イメージ＞

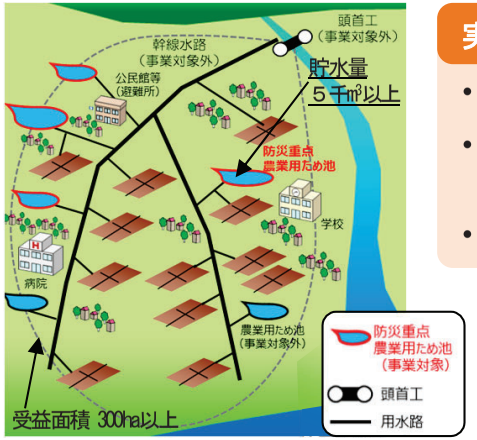

実施要件

- 受益面積：300ha以上
- 防災受益面積：500ha以上
- 貯水量：５千㎥以上

事業実施期間

令和７年度～令和12年度申請事業まで（特措法期間内）

国営総合農地防災事業（拡充）
～豪雨災害対策型における整備水準に係る規定の見直し～

○ 「食料・農業・農村基本法」の改正を踏まえ、一層頻発化・激甚化する豪雨災害への対応として、『土地改良事業計画設計基準計画「排水」』（以下「排水計画基準」という。）について、将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、令和６年度中に排水計画基準の見直しを検討。

○ この見直しの検討に併せて、国営総合農地防災事業「豪雨災害対策型」における整備水準の規定を見直し、気候変動に対応した豪雨対策を実施。

１ 背景

○ 短時間強雨の発生回数が増加傾向。将来的に洪水リスクの増加が懸念。

＜全国の１時間降水量50㎜以上の年間発生回数＞

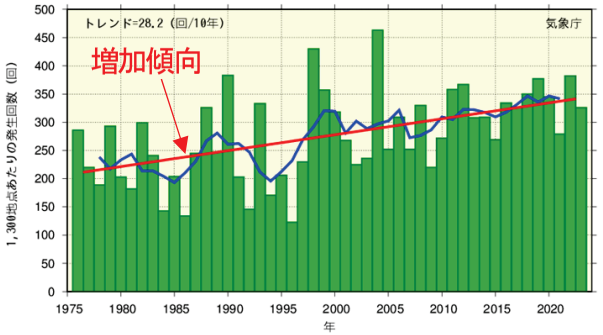

資料：気象庁ＨＰ「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」

※ 棒グラフ（緑）は年ごとの年間発生回数、折れ線（青）は５年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（トレンド）を示す。

※ 年ごとの年間発生回数は、全国のアメダスによる観測値を1,300地点あたりに換算した値。

○ 豪雨災害の一層の頻発化・激甚化を踏まえ、将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、令和６年度中に排水計画基準の見直しを検討。「豪雨災害対策型」における整備水準の規定についても、排水計画基準と整合させる必要。

＜食料安定供給・農林水産業基盤強化本部における議論＞

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（令和５年６月２日本部決定）

現行の基本法では、農業生産の基盤の整備については、生産性の向上を促進するために行う旨が規定されているが、①気候変動の影響に伴う災害の頻発化・激甚化が顕著となる中、災害の防止や軽減を図るためにも行う旨や、②（略）も位置付け、必要な事業や仕組みの見直し等を行う。

「新たな展開方向に基づく具体的な施策の内容」（令和５年12月27日本部決定）

気候変動に伴い一層頻発化・激甚化する災害への対応として、将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、令和６年度中に排水に係る基準等の見直しを検討する。

２ 拡充内容（豪雨災害対策型）

排水計画基準の見直しの検討に併せて、豪雨災害対策型の整備水準に係る規定を見直し。

現行規定：最大で30年に１回の降雨規模に対応する整備水準

見直し後：排水計画基準に基づき決定した降雨規模に対応する整備水準

排水計画基準では、将来予測に基づく計画策定手法を定め、また、湛水防除を目的とする場合、30年に１回程度の降雨規模から検討することを可能とし、市街地、公共施設等の湛水状況によっては更に大きな降雨規模にも対応できる旨を定める方向で検討中。

※ 国営かんがい排水事業と一体的に行う豪雨災害対策においても同様に見直し。

実施要件

- 受益面積：3,000ha以上（北海道については1,000ha以上）
- 総事業費：100億円以上
- 末端支配面積：300ha以上（畑については100ha以上）
- 過去10年間に豪雨による農地、農作物及び農業用施設に関する被害額が当該地域の農業所得額の10%を超過した地域。